

## 第 29 回 桑名市地域自立支援協議会 議事録

日 時：令和 8 年 2 月 20 日（金）

場 所：桑名市役所 3 階第 2 会議室

### 【事務局（障害福祉課長：宇佐美）】

皆様方の大変お忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

私、本日の議題に入るまでの間、進行を務めさせていただきます。

障害福祉課長の宇佐美でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

なお、本日、ピアサポーター代表の浅野委員、桑名特別支援学校 校長 佐藤委員、それから桑名市  
肢体不自由児者保護者会 会長の古田委員のお三方が所用のため欠席と連絡をいただいております。

あと 2 名の方、川瀬委員から水谷委員ですが、ほどなく到着する予定になっております。

この協議会の開催につきましては、桑名市地域自立支援協議会条例第 5 条第 2 項において、委員の過  
半数の出席がなければ、会議として開くことができないとされております。

本日 14 名の委員のうち、過半数の方出席ということになっておりますので、会議が成立してありま  
すことをご報告させていただきます。

それではまず最初に、保健福祉部長よりご挨拶をさせていただきます。

### 【事務局（保健福祉部長：藤井）】

皆さんこんにちは。保健福祉部長の藤井でございます。

本日はお忙しいところ、29 回桑名市地域自立支援協議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。  
す。

また平素、本市の障害福祉行政をはじめ、市政各般にわたりご理解とご協力を賜っておりまして、重  
ねてお礼申し上げます。

本日の自立支援協議会では、障害児を含む支援の現状、障害者医療費の現物給付化への提案、第 5 期  
桑名市障害者計画等策定状況について、議題としております。

あわせて、差別解消支援地域協議会を開催いたします。

これらの議題に関しまして、委員の皆様方には、それぞれのお立場からご意見やご提案をいただき  
たいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

保健福祉行政を取り巻く環境も日々変化しておりますが、引き続き皆様からのご意見を賜りながら、  
本市の障害者福祉がさらに充実して、ご満足いただけるものとなるよう努めて参りますので、

どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、以上でございます。

### 【事務局（障害福祉課長：宇佐美）】

ありがとうございました。

保健福祉部長でございますが、別の公務のため、ここで失礼をさせていただきます。

ではここから議事へ入らせていただきますが、事前に会議資料の確認をさせていただきます。

机上に置かせていただきました事項書それから委員名簿。それから資料といたしまして、資料 1 の障  
害児を含む支援の現状について、一連になっております。

資料 2 の地域障害児支援体制に係る取り組みについて、同様に一連になっております。

資料 3 の障害者医療費の現物給付費給付化への提案について。

【事務局（障害福祉課長：宇佐美）】

それから、らいむの丘のパンフレットを配布させていただいております。

以上が配付資料のとなっておりますが、よろしいでしょうか。足りない等ございましたら、事務局までお申しつけください。

では、移行の進行を委員長には北村委員にお願いをしたいと思います。

北村委員長よろしくお願いたします。

【北村委員長】

皆様こんにちは。委員長の北村でございます。

では、ただいまから議題に入らせていただきます。

「議事の（１）障害児を含む支援の現状について」事務局より説明をお願いします。

【事務局（子ども発達・小児在宅支援室長：伊東）】

はい。皆様改めましてこんにちは。子ども発達・小児在宅支援室長の伊東と申します。

前回、障害者の方の議論が深まったところでありますが、今回、障害児を含む取り巻く環境や、支援の現状について、少し理解を深めていただけたらと思います、このような時間を設けていただきました。

市の取り組み、施策につきましては、担当係長の鈴木の方からご報告を申し上げます。

また、令和４年から児童発達支援センター、という障害児の支援については、欠かせない支援施設であります、児童発達支援センター らいむの丘さんの方から、現状の方も報告をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

【事務局（子ども発達・小児在宅支援：鈴木）】

子ども発達・小児在宅支援 鈴木と申します。座って失礼いたします。

障害児を含む支援の現状について、ということで資料ご覧ください。

第７期桑名市障害福祉計画、第３期桑名市障害児福祉計画を少し絡めさせてもらいながら、ご報告させていただきますと思います。よろしくお願いたします。

初めに、子供の発達を取り巻く現状として、全国的に発達に課題のある子供が増加していると言われておりまして、文部科学省の調査によりますと、小中学校の約１割が発達に特性をもっとか持つ可能性があるということが明らかになっています。

増加の背景として言われていることは、１つ目は、発達特性への理解が進んだということで、社会全体で発達障害に関する認知度が向上し、保護者や教育関係者の意識が高まっていることが挙げられます。

２つ目は、早期発見、早期相談が進んだということで、乳幼児期の健診や保育現場での気づきが早くなり、相談に繋がるケースが増えています。

３つ目、社会環境や家庭環境の変化、核家族化、地域の繋がり希薄化や、子育ての孤立化などが進んでいることや、教育や、生活環境が変化する中で、発達特性を持つ子供の困り感が以前より目立ちやすくなっているのではないかと、ということも挙げられています。

桑名市においても、保育所、学校からの気になる子に関する相談が年々増加傾向にあり、地域全体で子供たちの発達を支えていく体制づくりが求められています。

桑名市の支援体制の全体像という桜の花びらのイラストです。こちらでは、医療機関であったりとか、在籍園や学校、福祉事業所、地域の皆様、そして私たち行政これらの機関が包括的な支援体制を構築するために取り組んでおります。

## 【事務局（子ども発達・小児在宅支援：鈴木）】

次のスライドは、私たち子ども発達・小児在宅支援室では、どんなことをしているかというご紹介になります。

1つ目は発達検査を伴う相談ということで、発達検査や子お母さんからの聞き取りを通して、お子さんの得意なこと、苦手なことを知り関わりの手だてを一緒に考えることができます。

2つ目、発達が気になるお子様の福祉サービスの相談。

児童発達支援、放課後等デイサービスなど、お子さんの発達に必要な福祉サービスやご家族のレスパイトについて相談申し込みができます。この福祉サービスというものは、この後、サービスの概要や利用実績についてもお話しさせていただきます。

3つ目、言葉の相談、言葉の発音や吃音などの悩みについて言語聴覚士に相談ができます。

4つ目、就学前教育保育施設巡回相談とは、保育所、保育園、幼稚園、認定子供園、に訪問し、子供の発達や保護者支援等の相談を受け、支援の専門性の向上を促します。

5つ目、親子教室、遊び場どんぐりと呼んでおります。発達段階に合わせたお子さんへの関わり方や遊び方を一緒に考えます。対象は未就園児さんになります。

次が療育手帳です。療育手帳の判定の窓口でもあり、北勢児童相談所の職員が来所し、桑名市で判定も行っております。

最後になります医療的ケア児の支援。

医療的ケア児コーディネーターが在籍し、在宅への移行期や就学、就園に向けての相談や関係機関との連携を行っています。

また、桑名市総合医療センターでのレスパイト入院や、桑名私立の小学校に通う医療的ケア児のお子さんの通学支援事業も行っています。

次のスライドになります。障害児福祉サービスについてお話しさせていただきます。

児童福祉法に基づく障害児福祉サービスは、発達に課題のある子供たちが地域で安心して成長できるよう、様々な形で支援を提供しています。

まず、児童発達支援。こちらは発達に特性を持つ、未就学のお子さんを対象としたサービスであり、個々の発達段階に即した支援を提供することで、その子の可能性を最大限に発揮し、自分らしい成長と生活に繋がるよう支援することを目的としています。

小学校以上に就学すると放課後デイサービスと呼ばれるものになります。

放課後デイサービスでは、学校の放課後や休日を安心して過ごせる環境を提供するサービスであり、健やかな成長と社会参加の促進を目指した支援を行うものです。

居宅訪問型児童発達支援もあります。

児童発達支援事業所の、通所が困難なお子様やご家庭に対して、専門スタッフが直接自宅を訪れて訪問し、支援を行います。

保育所等訪問支援。保育所やよう保育園、幼稚園認定子供園、小中学校など、子供が集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために、専門的な支援を行うものになります。

次のスライドになります。こちらは障害児相談支援事業所の数になります。

福祉サービスとしては年々本当に増加しておりまして、どのグラフも右肩上がりという形になっているかなと思います。

障害児相談支援事業所につきましては、令和2年は8ヶ所でしたが、令和7年には11ヶ所になっております。

【事務局（子ども発達・小児在宅支援：鈴木）】

続きまして、障害児通所支援事業所、括弧、児童発達支援放課後等デイサービスの数ということになり数になります。

通所事業所の、年々増加しております、それぞれの年で2本並んでいるかと思うんですが、左側が、児童発達支援を行っている事業所、右側が、放課後等デイサービスを行っている事業所になります。あわせて行っている事業所もありますので、全体数としては、令和7年で、桑名市内には約28ヶ所の事業所があります。

続きまして、次のスライドになります。障害児相談支援数、支援の数になります。こちら増加傾向にあると思います。

次のスライドになります。児童発達支援の利用実績となりますがこちらは、ひと月当たり、何人のお子さんが何人、利用していただいたか、延べ実数になります。こちら大分増えているということがわかるかと思えます。

次のスライドが放課後等デイサービスの利用実績になります。

同じように、こちら1月あたり、どれくらいのお子さんが何日利用していただいたかなあというので、実数になります。平成27年には、延べ1,352日という利用でしたが、令和6年には、延べ4,591日の利用ということで、3倍ほどになっております。

続きまして、保育所等訪問支援の利用数になります。

保育所等訪問支援、こちら令和6年4月から、市内で2事業所が実施していただくようになりまして、増えております。

次のスライドになります。

第7期、桑名市障害福祉計画第三期桑名市障害児福祉計画の目標の考え方、計画の進捗状況につきましては、このようになります。

目標値1 児童発達支援センターの設置 については、この後児童発達支援センター浅菜センター長より、詳しいお話もあるかと思えますが、現在1ヶ所です。

目標値2 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 については、令和6年4月から2事業所が行っていただいております。

目標値3、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保につきましては、令和6年11月より開所された事業所もあり2事業所、2ヶ所になりました。

目標値4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 につきましては、障害者総合相談支援センターそういん を中心に、e ケアネットそういん というものを開催し、多職種での連携を行っています。

目標値5 医療的ケア児支援のためのコーディネーター配置 に関しましては、現在2名在籍しており、特に在宅への移行期や就園就学時にスムーズに進めるように連携を行っております。

私からは以上になります。

【事務局（児童発達支援センターらいむの丘センター長：浅菜）】

それでは続きまして、児童発達支援センターらいむの丘の紹介をさせていただきます。

今年度4月から、児童発達支援センターらいむの丘のセンター長をさせていただきます。浅菜と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、児童発達支援センターの取り組みについてご報告させていただきます。

お手元の資料2と書かれているページをお開きください。

【事務局（児童発達支援センターらいむの丘センター長：浅菜）】

昨年度の状況で、地域障害児支援体制に関わる取り組みです。

児童発達支援センターについては、皆様ご存じかとは思いますが、改めて簡単にご説明をさせていただきます。

児童発達支援には、児童発達支援センターと児童発達支援事業所という2種類があります。

児童発達支援センターについては、桑名市では、私どもの施設、児童発達支援センターらいむの丘のみとなっております。

児童発達支援事業所は、先ほど桑名市からの説明でもありましたが、市内にも何ヶ所もあり、年々増えてきている状況にあります。

資料2のページの下の段、児童発達支援センターらいむの丘の説明をさせていただきます。

地域における療育の拠点として、今は療育を発達支援という言い方に変えるようになってきているのですが、障害のある子供や発達に特性のある子供が日常のスキルを学んだり、集団生活に慣れたりするための専門施設になります。

児童発達支援センターらいむの丘は、保育士、児童指導員、心理担当職員、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、音楽療法士、看護師などによる4つの福祉サービス事業を展開しています。

1つ目は、児童発達支援事業です。

児童発達支援事業は、就学前の発達の気になる子供に対して支援を行います。

2つ目の放課後等デイサービス事業は、就学後の発達の気になる子供に対して発達支援を行います。

1つ目の児童発達支援と2つ目の放課後等デイサービスは、いずれも施設に通ってこられるお子さんへの発達支援になります。

3つ目は、保育所等訪問支援事業になります。この事業は、次のスライドで説明します。

4つめは、居宅訪問型児童発達支援事業です。

居宅訪問型児童発達支援事業は、重度の障害や医療的ケアが必要で、先ほどの児童発達支援や放課後等デイサービスに通うことが難しい、0歳から18歳の子供に対して、専門職員が自宅を訪問し、個別の発達支援を行います。また、地域障害児支援体制中核拠点として、桑名市を中心に隣接隣市町と連携し、療育体制や関係機関の職員のスキルアップを支援しています。

改正児童福祉法が2024年4月より施行され、児童福祉法において児童発達支援センターの役割が4つの中核機能として位置付けられ、法的にも地域における障害児支援の中核としての役割を求められました。

4つの中核機能とは、1つ目は、幅広い高度な専門性に基づく発達支援、家族支援機能、

2つ目、地域の障害児通所支援事業に対するスーパーバイズコンサルテーション機能、

3つ目、地域のインクルージョン推進の中核機能、

4つ目、地域の発達支援に関する入口としての相談機能 になります。

ページめくっていただいて、上の段の資料をご覧ください。先ほど3つ目にご紹介した保育所等訪問についてです。

この事業は、保護者様からの希望や色依頼に応じて、発達支援センターの職員がお子さんの通園通学先を訪問し、専門的な視点でお子さんを観察したことを保護者と訪問先に報告します。

これは対象のお子さんについて、関係機関が同じ方向性で支援ができるようにするための方法の1つです。

【事務局（児童発達支援センターらいむの丘センター長：浅菜）】

そして、施設訪問支援事業は、児童発達支援センターらいむの丘としての独自の事業として展開してきました。関係機関からの要望に応じて専門職が施設を訪問し、支援の方法などを一緒に考え、その施設に合わせた取り組み方を伝えていきます。

この事業は、今年度で終了し、新たな事業で関係機関を支援していくことを考えており、次の下の資料になります。

地域貢献として、児童発達支援センターらいむの丘は、専門職を近隣市町にも派遣を行うことや、センター主催で研修会等を行っています。

研修会は、子供たちが通う福祉サービスの事業所、幼稚園や保育園の先生向け、また、保護者に向けたものなどを開催しています。

このような研修を行うことは、地域で発達の特性を持つ子供たちが地域で生活しやすくなる環境を整えるために必要だと考えております。さらに、私立保育園保育園連盟からも、事例検討会の開催について依頼があり、各園の保育士が集まり、事例を共有するような場を設けました。

悩みや工夫、取り組みの共有ができる機会をつくり、児童発達支援センターの専門職がアドバイスをを行うなど、今後の保育に繋がり生かせることを、その時に持ち帰っていただけるような事例検討会を行っています。

右側の資料に移っていただいて、中核機能の4つ目の地域の発達支援に関する入口として、児童支援センター、児童発達支援センターらいむの丘と併設する形で、多世代共生施設らいむの丘は、相談支援センターらいむの丘があります。

児童発達支援や放課後デイサービスなどの福祉サービスを利用するために必要なサービス等利用計画、障害児、子供の計画は、障害児利用計画と言います。保育士、社会福祉士などの資格を持つ相談支援専門員が、保護者様や本人の話を伺い、一人一人に寄り添って作成しています。

このように、相談計画を立てる部門と福祉サービスを提供する部門が一体になっていることは、相談からサービスまでの利用まで大変スムーズに連携や協力が行えております。以上で終了です。

また、ご参考までに、児童発達支援センターらいむの丘を含む多世代共生施設、らいむの丘の様々な施設と事業について、パンフレットをお手元にお配りしております。

世代や属性を超えた多種多様な方がそこに集ったり、生活をしたり、サービスや活用施設を利用していたりします。

このような環境を生かし、発達に様々な特性があるお子さんに対して、他ではできない発達支援の提供や特性のあるお子さんから、らいむの丘の多種多様な方への刺激や影響を発信できる存在であることを認められるようになればと考え、日々に取り組んでおります。私からの報告は以上となります。

また、今後もこのような報告の機会をいただき、皆様とともに、発達の気になる子供たち、発達の発達に特性のある子供たちが、地域で暮らしやすくなることについても議論できればと思います。

本日はありがとうございました。

【北村委員長】

資料を使ってご説明いただきまして、ありがとうございました。

大変興味深い実践かと思えます。

ただいま説明がありましたが、ご質問等あれば、お願いします。いかがでしょうか。

はい。玉井委員、よろしく申し上げます。

【玉井委員】

療育手帳についてももう少し詳しく教えていただくということではできませんでしょうか。

【事務局（子ども発達・小児在宅支援：鈴木）】

療育手帳につきましては、障害者手帳というものが3種類ございます。

身体、精神、もう1つが療育手帳となりまして知的障害の手帳でございます。

概ね発達指数が70以下ぐらいのお子さんが対象に、知的障害ということで手帳を持っていただくという形です。お子様の場合、概ね2、3年で更新の機会がありまして、成長されたら非該当ということもあり得るので、その場合は返却していただくなど、程度判定をしながら更新していくという形かと思えます。

【事務局（子ども発達・小児在宅支援室長：伊東）】

わかりやすく申し上げますと、療育手帳につきましては、知的障害というものが判定のベースになってくると思います。精神障害につきましては、必ずしも知的障害というのを伴わない場合もございますので、その辺りが変わってくるころかなと思います。

【北村委員長】

梶委員をお願いします。

【梶委員】

2つ質問します。小学生の発達障害が全体の1割ぐらいということで、例えば5年ぐらい前から比べたらどれぐらい伸びているかという数字がわかれば教えて欲しいなど。

それと、らいむの丘で24時間365日、電話対応ということで、大変なこれ業務だなと思うが、実際、電話対応、24時間365日という現状のデータかなにかあれば。

これ2つ。

【事務局（子ども発達・小児在宅支援：鈴木）】

この資料の「小・中学生の約1割が発達に特性」について、数は把握しておりません。

ただ、療育手帳とは別で福祉サービスのほうをご利用していただける受給者証の持っている人数は、増えておりまして、令和元年のときには341名の方であったのに対し、令和6年には645名ということで2倍近くの方がお持ちいただいている形となっております。

【事務局（相談支援センターらいむの丘センター長：伊藤）】

相談支援センターらいむの丘の伊藤からお答えさせていただきます。

お電話の24時間365日のところですが、申し訳ございません。データはちょっと持ち合わせてないのですが、通常、事務所の開設時間が終わる時間から毎日持ち回りで、転送という形で、必ず夜間や早朝なども職員に繋がるようになっております。

いろいろなご相談がありますが、例えば、お子さんがちょっと病気とか怪我とかで、少し心配なんだけど、どうしたらいいだろうか、とか、保護者の方の調子が悪くなって、お子さんのちょっと様子を見ることに不安があるのだけど、といったご相談など受けさせていただくことがございます。

【伊藤委員】

職員の方スタッフの方で何名ぐらいですか。

【事務局（相談支援センターらいむの丘センター長：伊藤）】

相談支援センターは、私含めて6名でさせていただいております。

【事務局（子ども発達・小児在宅支援室長：伊東）】

計画相談の方は6名なのですが、児童発達支援、放課後等デイサービスとか、そういったところは、児童発達支援センター別の人員で対応しております。

【北村委員長】

はい、ありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしいですかね。  
また後で思いつくようなことがあれば、仰っていただければというふうに思います。  
それでは続きまして、議事の2障害者医療費の現物給付化への提案について 事務局より説明をお願いします。

【事務局（障害福祉課：西田）】

はい。障害福祉課の西田でございます。よろしくお願ひいたします。  
右上に資料3とあるものです。障害者医療費の現物給付会の提案ということでご説明させていただきます。

現在、厚生労働省から「地方単独医療費等助成事業の現物給付化の推進」に向けて、全国の自治体担当者に向けた説明会が開催されるなど、現物給付への移行が全国的に課題となっています。

当市においても、今後この流れを受け、障害者医療費助成の現行方式の見直しについて検討を進めることが求められております。こうした背景を踏まえ、この自立支援協議会の場において、今後の対応の方向性を整理するため、本日この議題を提案させていただくものでございます。

2枚目の制度の現状と課題というシートを見ていただきたいのですが、現行の「償還払い方式」では、障害のある方やそのご家族が医療機関の窓口で一旦、自己負担分を支払い、後から市に申請をして助成を受けるという仕組みでございます。

この制度の課題点を申し上げますと、大きく3つございます。

1点目が、一時的な経済的負担が大きい点です。

窓口での全額立て替え：病院や薬局の窓口で、保険適用の自己負担分（1～3割）を一旦支払う必要があるため、高額な医療費がかかる場合、家計への負担が大きい。

このほか、高額な医療費がかかる場合、健康保険組合等から高額療養費が支給されるまで、さらに大きな持ち出しが発生するなど、立替え負担の大きさや手続きの煩雑さから、「受診そのものを控えてしまう」、「助成金をもらい損ねる」などの問題が生じています。

2点目が、申請手続きの手間と時間です。

県外の医療機関を受診した場合は、受診のたびに領収書を保管し、受給資格証と併せて、市役所等の窓口で申請手続きを行う必要があります。

また、支給までのタイムラグがあり、申請から口座へ返金されるまで、最短2ヶ月程度場合によっては、それ以上の時間がかかる場合がございます。

3点目、申請、審査、支払い業務の煩雑化と増加する点です。

償還払い方式では、医療機関や本人から提出される個別申請ごとに、市職員が審査や支払い処理を行う必要があります。そのため、膨大な件数の申請に対し、書類確認や給付適否の審査、支払い処理などの事務作業が増大し、担当職員の業務負担が非常に大きくなってしまいうところがございます。

3枚目の現物給付の仕組みについてですが、現物給付方式というのは、医療機関の窓口で自己負担が不要、場合により一部負担あり、となり、基本的に自己負担なしで、自治体が医療機関に直接助成分を支払うという形になります。

## 【事務局（障害福祉課：西田）】

大きく3点ほどのメリットが考えられ、1つ目が、受診時の立替え負担というのがなくなります。ですので、低所得者の方、重度障害者の方でも受診がしやすくなるかと思われます。

経済的な理由で、病院へ受診することをためらうということも減り、早期の治療に繋がったりとか、重症化が防止されるといったメリットも、あるかと思われます。

2つ目、すべての障害のある方々にやさしい制度 という点。

障害のある方だけでなくご家族、支援されている方々にとっても、申請手続きが不要となり、負担が軽減されます。

3つ目は、事務処理の効率化という点です。

これまで医療機関・薬局では、レセプト（診療報酬明細書）とは別に、作成する必要があった請求書の作成が「併用レセプト」により請求することで作成不要となり請求事務の負担が大幅に軽減されます。

当然、市側も、医療機関から「併用レセプト」等による一括請求が可能になるため、レセプト審査の標準化やデータ一元管理が進み、個別対応の手間が大幅に削減されます。

医療機関とのやりとりも簡素化され、本人・家族への返金事務やそれに伴う確認作業も不要になるため、全体の事務量削減が見込まれます。

ただ、現物給付方式への移行にあたっては、利用者にとっての利便性向上といった大きなメリットがある一方で、いくつか検討すべき課題やリスクも想定されます。

主な点として次の3つが考えられます。

1点目、自治体の財政負担が増える可能性。

一番のデメリットといっても過言ではないのですが、現物給付方式では医療機関の窓口負担が不要となるため、これまで受診を控えていた方が医療機関を利用しやすくなり、結果的に全体の医療費が増加する可能性があります。

短期的には自治体の財政負担が増えるリスクを念頭に置いておく必要があります。

2点目、頻回受診など不適切利用への懸念。

自己負担がほぼなくなることで、軽微な症状での受診が増えたり、いわゆる「タダだから多く受診する」といった不適切利用が増加するリスクも考えられます。

ただし、障害者医療の分野では、一般の高齢者福祉医療や子ども医療に比べ人数が少なく、また多くが医療的なフォローや通院管理下にあるため、制度悪用の動機や機会が限られ、実際には大きな影響は限定的であると考えられます。

3点目は、国庫負担金減額の影響です。

現物給付に移行することで、国保加入者分を中心に国からの一部補助金が減額される仕組みとなっています。これは、自治体独自の福祉分を現物給付で支出する場合、国が直接の負担増を避けるための調整措置です。

実際の減額影響は制度設計や対象者割合によって異なりますが、全体の5~10%程度と言われていますが、本当にどれぐらいになるかは、やってみないとわからないところがございます。

このほか、現物給付化の導入初期には、新たな事務処理の流れやシステム対応に関する負担が一時的に増える場合がありますが、定着すれば、医療機関との一括精算や利用者からの個別申請対応が不要となるなど、日常的な事務は大幅に効率化コストの削減につながると考えられます。

ただし、県外受診の場合などの制度設計を熟慮する必要があります。

【事務局（障害福祉課：西田）】

最後のシートは、償還払い方式と現場組織の比較という一覧表でございます。

これらの課題やリスクについても十分に留意しつつ、制度設計の工夫を通じて利用者へのメリットと財政的・運用上のバランスを検討していくことが重要と考えています。

一番の懸念事項は財政負担ではありますが、現物給付への移行は、利用者のご家族への直接的なメリットがきわめて大きく、「助成を使えず困っている方」への実効的な福祉策となります。

委員の皆さまの率直なご意見をお聞かせ願えればと思いますので、何卒よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

【北村委員長】

ありがとうございました。

事務局よりただいま説明がありましたけれどもご質問等あればお伺いいたします。

梶委員をお願いします。

【梶委員】

今の説明聞けば、立て替えがなくなり、それらの申請がなくなる。自宅から申請に行かないといけな  
い等々を考えると、障害者にとっては大変ありがたい制度ではないかなと私は思います。

ただ、今説明のあった受診を繰り返すといった不適切利用の増加というのは、私はそんな障害者いな  
いと思うし、体が悪ければ受診するし、何も無いのに、受診されないと思うので。

それと行政の方も事務の手間がなくなるところにも大変なメリットがあるわけですから、市の財政が  
増えるかもしれませんが、そうしたメリット、事務手続きも減るといったことになれば、多少増えても、  
障害者のことを考えて前向きに進めていただければありがたいなと私は思います。

【北村委員長】

はい。ありがとうございます。他の皆様いかがでしょうか。

玉井委員よろしくお願いします。

【玉井委員】

今、県内の市町で、こういう現物支給やっとなるところというのはありますか。

【事務局（障害福祉課長：宇佐美）】

県内の市町村ではない、ないです。

まだ、これもまだ今回、こういう場で情報提供させていただいて、まだ具体的に調整も含めてやるか  
どうかということも含めて、検討してるということです。

【玉井委員】

そうすると、実現しない可能性もあるのですか。

【事務局（障害福祉課長：宇佐美）】

この場で提案している以上、我々の気持ちとしては、前向きに検討していきたいと思っております。

【玉井委員】

どれぐらいの期間でそれを達成しようと、どれぐらいを目安に考えられているのですか。

【事務局（障害福祉課長：宇佐美）】

来年すぐにも、ということではないですが、この協議会の場で状況をご報告させていただきながら、  
1年2年という期間を経て実現できればと思っています。

【事務局（障害福祉課：西田）】

来年早々に、とは考えておりませんし、システムの調整、改修や先ほどの県外との医療機関とのやりとりといった調整もあり、どうしても1年、2年という期間は必要と考えております。

【梶委員】

私としてはできるだけ早くやって欲しい気持ちありますし、強く要望したいと思っています。

【事務局（障害福祉課長：宇佐美）】

当然、医師会さんとの相談して進めなければいけないと思っております。

【梶委員】

医療機関の現場ではどうなのですか。この提案の方が楽なのですか。

【玉井委員】

すごく負担が減ると思います。すべての医療費において、レセプト（診療報酬明細書）とは別に作成する必要があった請求書の作成が「併用レセプト」により請求することで作成不要となり請求事務の負担が大幅に軽減されます。非常に楽になります。

【事務局（障害福祉課長：宇佐美）】

実現に向けて、前向きにと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【北村委員長】

その他いかがでしょうか。

【田上副委員長】

児童の窓口負担は、今なくなっていると思うのですが、その時でどうだったのか、そこにかかるまでの年数や成果、事務負担が減った、受診が逆にこう増えたとか、そういった情報はお持ちですか。

【事務局（障害福祉課：西田）】

田上委員のご質問についてですが、期間的なものにつきましては、中学生、高校生、18歳といった段階的に拡充していておりますので、現時点では詳細を把握しきれておりません。申し訳ありません。ただ、費用、医療費自体は、当初ものすごく増え、当初予測していた予算で足りず補正対応されたと聞いております。

先ほどの事務の話については、逆に激減したということで、1人の職員がかかりきりで対応していたものが大幅に削減されたと聞いております。

【北村委員長】

他にいかがでしょうか。全国的に進んでくる可能性もありますのでね、桑名市としてはそういう形で前向きには検討していきたいということで、力強いご意見もいただけたかなと思います。

それでは続きまして、議事の3、第5期桑名市障害者計画等策定状況について、事務局より説明をお願いします。

【事務局（障害福祉課：西田）】

はい。前回、この会議の場でもスケジュールのご説明などさせていただきましたが、現在の進捗状況のご報告をさせていただきます。

計画策定に伴う事前のアンケートの調査、分析などの業務委託をするにあたり、事業者の選定をということで、先日、入札を行い、津市にある、株式会社日本開発研究所三重様が落札となりました。その後、担当者間で打ち合わせを行い、早ければ来月早々、計画策定に伴うアンケート調査を実施したいと考えております。

**【事務局（障害福祉課：西田）】**

アンケートの対象者は、障害者、児、障害の無い市民とし、無作為抽出を行い、一定数の方々に、郵送させていただこうと考えております。中には委員の皆様のもとにアンケートが届くこともあるかと思いますが、その際は、調査へのご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、来年度、令和8年度、委託事業者とともにアンケートの調査の分析など進めながら、この協議会を3回程度、開催する予定で考えておりますので、それぞれの段階において、委員の皆様から意見であったり、ご助言を積極的に反映していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

**【北村委員長】**

ありがとうございました。事業者が決定したということで、ご報告いただきました。

ただいま説明がありました件についてご質問等あればお伺ひいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、ご質問ないようですので、以上で議事のほうを終了させていただきたいと思ひます。

事務局にお返しいたします。

**【事務局（障害福祉課長：宇佐美）】**

はい。委員長ありがとうございました。

事項書の3番のその他についてですが、特段こちらの方でご用意はございませんので、何もなければ、地域自立支援協議会、終了とさせていただき、引き続き、桑名市障害者差別解消支援地域協議会に移らせていただきたいと思います。